

測量特記仕様書

この特記仕様書は、「長野県公共測量作業規程」及び「長野県測量作業要領」に基づき、道路の設計等に必要成果を得るため、受託者が履行しなければならない測量仕様を示すものである。

路線測量

(一般事項)

- 1 この特記仕様書に基づいて行う測量は、令和8年度 村道7号線測量業務 といい、別図に示した道路改良計画地に沿って測量するものとする。
- 2 本測量の観測精度の区分は耕地（丘陵地）とする。

(履行期限)

- 1 履行期限は契約後から令和8年8月31日までとする。

(平面測量・地形測量)

- 1 現地においてトータルステーションなどを用いて、又は併用して地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成・製図する。測量区域は、中心線より左右各々15mの範囲とし、測量区域内の行政区域、地目、地形、工作物、構造物等は全て記入するものとする。また、家屋等には住人の氏名、商店、会社等の名称、河川水路名及び水流方向を記入するものとする。なお、地形測量の場合は、等高線のほか必要と認められる標高点を記入するものとする。
- 2 作図に使用する符号は、国土地理院発行の1/25,000の地形図の符号とするものである。
- 3 基準点は国土調査の基準点を使用し、欠損している場合には設置等について変更対象とする。
- 4 測量した4級基準点については、道路舗装面上にピン打ちこみ等により表示しておくこと。

(中心線測量)

- 1 中心点の間隔は10mを標準とし、縦断地形の変化にはプラス杭を置くものとする。

(仮BM設置測量)

- 1 BM（仮BM）は、地盤の堅固な場所に設置し、不動構造物を利用する。

(縦断測量)

- 1 縦断図にはBM（仮BM）、その他計画上必要な杭高、地盤高及び中心線と交差する道路橋等、水路、暗渠、取入口、水面等を測定し構造形式のわかるものは記入するものとする。
- 2 中心線が一部現道とはずれる場合は、平行する現道の地盤高を記入するものとする。
- 3 地盤高は監督員と協議のうえ決定し、0.3kmごとに仮BMを設置するものとする。

- 4 縦断図は曲線方向、測点、単距離、地盤高、計画高、切取高、盛土高、勾配、すりつけ図、縦曲高を記入するものとする。

(横断測量)

- 1 横断測量の範囲は、中心線から接線に対し直角に、中心線から左 10.0m、右 10.0mの範囲で行うものとする。それ以上必要とする箇所については、現地において指示するものとする。
- 2 横断図には、水位を記入するものとする。その他の構造物のある場合は、明記するものとする。

(提出書類)

- 1 各図面は、すべて右下端に表題欄を設け、測量年月と受託名を記入するものとする。
- 2 図面関係は、JWWのキャドデータ(CD-Rにまとめる)とする。

(平面図・地形図)

- 1 縮尺は 1/500 とするものとする。
- 2 等高線は 1 m ごとに記入するものとする。

(縦断図・横断図)

- 1 縮尺は、縦断図が縦 1/250、横 1/500、横断図画 1/100 とし、起点より終点に向かって見たものを書くものとする。

共通事項

(その他)

- 1 成果品については、社内検査を受け「長野県公共測量作業規程」及び「長野県測量作業要領」に基づく様式により作成のうえ、提出するものとする。
- 2 この仕様書等に記載のない事項については、その都度監督員と協議し、決定するものとする。